

八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金 申請の手引き

1. 補助金の概要

燃料価格の高騰が続く中で、家庭及び中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、市民や中小企業者等を対象に、市内の住宅又は事業所に太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置する場合の費用と、高効率空調機器を設置する場合の費用の一部を補助します。

※) この補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。

2. 補助金の額

区分	住宅	事業所
太陽光発電設備	7万円/kw (上限35万円)	5万円/kw (上限100万円)
蓄電池	補助対象経費の1/3 (上限40万円)	補助対象経費の1/3 (上限63万円)
高効率空調機器	補助対象経費の1/2 (上限5万円)	補助対象経費の1/2 (上限25万円)

※1) 補助金の額は、千円未満切り捨てです。

※2) 補助対象経費は、補助対象設備の購入及び設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）となります。

※3) 本補助金の交付は、各設備につき、それぞれ1世帯又は1事業者当たり1回を限度とします。

※4) 既に契約又は着工している場合は、補助対象外となります。

※5) 国、県又は他の地方公共団体の補助金との併用はできません。

※6) 太陽光発電設備と蓄電池は、両方を同時に設置する場合に限り、補助対象となります。

3. 補助対象者

区分	住宅	事業所
太陽光発電設備・蓄電池	自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内に、太陽光発電による電気の自家消費を目的として太陽光発電設備と当該設備の付帯設備としての蓄電池を同時に設置する者	自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に、太陽光発電による電気の自家消費を目的として太陽光発電設備と当該設備の付帯設備としての蓄電池を同時に設置する中小企業者等※1
高効率空調機器	居住する市内の住宅に高効率空調機器を設置する者	事業を営む市内の事業所に高効率空調機器を設置する中小企業者等※1

※1) 「中小企業者等」には、会社以外の法人であって、中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。）の規模に準ずるものを含みます。

※2) 市税を滞納していないこと及び暴力団又は暴力団員等でないことが要件となります。

4. 申請の手続き

(1) 申請受付期間 令和6年6月3日(月)から令和6年9月30日(月)まで

※上記の期間内であっても、申請のあった補助金額の合計が予算の額に達した場合は、受付を停止いたします。(先着順)

(2) 申請方法

補助対象設備の設置前に、次のいずれかの方法により申請書類を提出してください。

区分	提出先
窓口に持参	場所：八戸市役所別館 6 階 環境政策課 受付時間：8 時15分から17時まで（土日・祝日を除く）
郵送で提出	住所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号 宛先：八戸市環境政策課「再エネ・省エネ補助金担当」あて
電子メールで提出	メールアドレス：saiene_hojo@city.hachinohe.aomori.jp 宛先：八戸市環境政策課「再エネ・省エネ補助金担当」あて

※ 1) 申請書類に不備や不足がある場合は、不受理となります。

※ 2) 申請書類の不備や不足により不受理となったことによる損害や、郵送・電子メールの未達等については、八戸市は一切の責任を負いません。

※ 3) 郵送については、消印日ではなく八戸市役所に到着した日での受付となります。

※ 4) 電子メールについては、17 時より後に受信した場合、翌日での受付となります。

※ 5) 申請受付期間内の閉庁日（土日・祝日）に到着した郵便及び受信した電子メールについては、翌開庁日での受付となります。

※ 6) 申請受付開始日（6 月 3 日（月））8 時15分よりも前に持参した書類は受理できません。郵送や電子メールにて申請受付開始日前に到着した書類も無効となりますのでご注意ください。（申請受付開始日前に、窓口にお越しいただいて、書類提出前の事前確認を行うことは可能ですので、その場合はご相談ください。）

※ 7) 補助対象設備の購入及び設置に係る施工販売事業者は、申請者からの依頼に基づき、申請手続きを代行することができます。

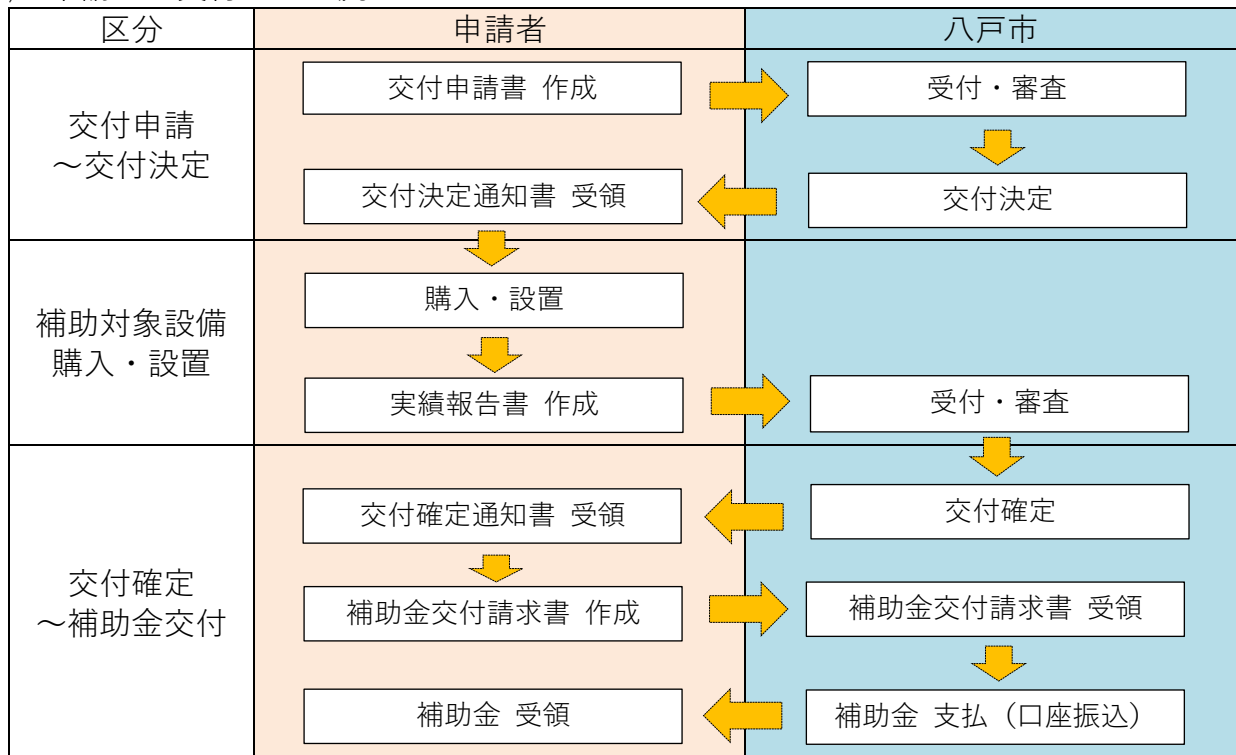
※ 8) 申請後、交付決定前に契約又は着工した場合は、補助対象外となります。

(3) 申請時の提出書類

区分	提出書類
太陽光発電設備・蓄電池	①補助金交付申請書（第 1 号様式（その 1）） ②太陽光発電設備・蓄電池 設置計画書（第 1 号様式（その 1）別紙 1） ③補助対象設備のメーカー名、型式（型番・品番）、出力・容量等を確認できる書類 ※カタログの写し等 ④補助対象経費に係る見積書及びその内訳を確認できる書類 ⑤設置場所の住宅又は事業所の所在地を確認できる位置図 ⑥発行から 3 か月以内の納税証明書（市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の原本 ※納税状況を確認することに同意する場合は不要（申請書の同意欄参照） ⑦申請者が当該住宅又は当該事業所の所有者であることを確認できる書類 ※発行から 3 ヶ月以内の登記事項証明書の写し ⑧住宅の敷地内に補助対象設備を設置する場合は、①から⑦までのほか、申請者が当該住宅に居住していることを確認できる書類 ※発行から 3 ヶ月以内の住民票の写し ⑨事業所の敷地内に補助対象設備を設置する場合は、①から⑦までのほか、次の書類 (ア) 中小企業者等 確認書（第 1 号様式（その 1）別紙 2） (イ) 申請者が中小企業者等であることを確認できる書類 ※発行から 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し (ウ) 申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※営業証明書の写し等

区分	提出書類
高効率空調機器	①補助金交付申請書（第1号様式（その2）） ②補助対象設備のメーカー名、型式（型番・品番）等を確認できる書類 ※カタログの写し等 ③補助対象設備の要件に該当することを確認できる書類 ※該当製品であることが分かるホームページの写し等 ④補助対象経費に係る見積書及びその内訳を確認できる書類 ⑤設置場所の住宅又は事業所の所在地を確認できる位置図 ⑥発行から3か月以内の納税証明書（市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の原本 ※納税状況を確認することに同意する場合は不要（申請書の同意欄参照） ⑦申請者が所有していない住宅又は事業所に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅又は当該事業所の所有者からの同意書（第1号様式（その2）別紙1） ※当該住宅の所有者と申請者が同居している場合は不要 ⑧住宅に補助対象設備を設置する場合は、①から⑦までのほか、申請者が当該住宅に居住していることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の住民票の写し ⑨事業所に補助対象設備を設置する場合は、①から⑦までのほか、次の書類 (ア) 中小企業者等 確認書（第1号様式（その2）別紙2） (イ) 申請者が中小企業者等であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し (ウ) 申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※営業証明書の写し等

(4) 申請から交付までの流れ



※1) 交付決定前に契約又は着工した場合は、補助対象外となります。

※2) 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日から起算して1箇月を経過する日又は令和7年1月31日のいずれか早い日になります。また、実績報告書には、領収書・保証書の写し及び補助対象設備の設置状況を確認できる写真の添付が必要になります。

5. 補助対象設備の要件

区分	要件
太陽光発電設備	(1)自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内又は自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に設置する太陽光発電設備であること（PPA・リースにより導入されるものを除く。）。 (2)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないものであること。 (3)電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (4)再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（専らFIT制度又はFIP制度の認定を受けた者に対するものを除く。）に準拠して事業を実施すること。 (5)当該太陽光発電設備により発電する電力量を、住宅の場合は30%以上・事業所の場合は50%以上、当該太陽光発電設備を設置する住宅又は事業所の敷地内で消費するものであること。 (6)毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。
蓄電池	(1)自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内又は自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に本補助事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備として設置する蓄電池であること（PPA・リースにより導入されるものを除く。）。 (2)原則として本補助事業で設置する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (3)停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (4)毎月の蓄電量や電気使用量が確認できる設備であること。 (5)家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）を設置する場合にあっては、14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システムであること。 (6)業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh以上）を設置する場合にあっては、16万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システムであること。 ※住宅に設置する場合は、家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）に限り対象とする。
高効率空調機器	(1)居住する市内の住宅又は事業を営む市内の事業所に設置する高効率空調機器であること（リースにより導入されるものを除く。）。 (2)次の製品のいずれかであること。 ア 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の家庭用のエアコンディショナー イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型の補助対象設備のユーティリティ設備（高効率空調）である業務用のエアコンディショナー ※住宅に設置する場合は、(2)アの製品に限り対象とする。

※各種法令等に遵守した設備でないもの、商用化された設備でなく導入実績がないもの又は中古設備であるものは、補助対象外です。

6. その他の留意事項

- (1) 提出書類について、市が写しを用意してお渡しすることはできませんので、提出前に必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (2) 住民票については、マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出願います。マイナンバー（個人番号）が記載された住民票を取得してしまった場合は、マイナンバー（個人番号）部分を油性マジック等で塗りつぶした上でコピーするなどマスキングをしたものを提出してください。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたり、補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 補助金で設置した設備は、法定耐用年数を経過するまでの間、自由に撤去、廃棄、譲渡などの処分をすることができません。
- (5) 補助事業完了後、本補助金により導入した設備による太陽光発電量・蓄電量・使用状況等に関する調査や、設備の設置状況の現地確認などを行う場合がありますので、その際はご協力ください。
- (6) この手引きのほか、交付要綱の内容を確認するとともに、提出書類は記載内容を十分に確認した上で提出してください。なお、ホームページに、よくある質問（FAQ）を掲載しております。

《参考》補助金の計算例

1. 太陽光発電設備・蓄電池：住宅（個人）の例

区分	出力 又は容量	補助対象経費 (工事費込・税抜)	年間発電 想定量	年間自家消費 想定量
(1)太陽光発電設備	4.55kW	100万円	4,550kWh	1,460kWh
(2)蓄電池（家庭用）	5.00kWh	70万円	—	—

(1) 太陽光発電設備

- ア 補助金額 $4.55\text{kW} \times 7\text{万円} = 31.8\text{万円} \leq 35\text{万円}$ （上限額）
 イ 要件確認① $31.8\text{万円} \leq 100\text{万円}$ （補助対象経費）
 ウ 要件確認② $1,460\text{kWh} \div 4,550\text{kWh} = 32\% \geq 30\%$ （自家消費率）

(2) 蓄電池

- ア 補助金額 $70\text{万円} \times 1/3 = 23.3\text{万円} \leq 40\text{万円}$ （上限額）
 イ 要件確認 $70\text{万円} \div 5\text{kWh} = 14\text{万円} \leq 14.1\text{万円}$ （kWh当たり単価）

(3) 補助金額（合計） 55.1万円 （太陽光発電設備31.8万円＋蓄電池23.3万円）

2. 太陽光発電設備・蓄電池：事業所（中小企業者等）の例

区分	出力 又は容量	補助対象経費 (工事費込・税抜)	年間発電 想定量	年間自家消費 想定量
(1)太陽光発電設備	20.55kW	430万円	20,550kWh	10,950kWh
(2)蓄電池（業務用）	19.00kWh	300万円	—	—

(1) 太陽光発電設備

- ア 補助金額 $20.55\text{kW} \times 5\text{万円} = 102.75\text{万円} \geq 100\text{万円}$ （上限額）
 イ 要件確認① $100\text{万円} \leq 430\text{万円}$ （補助対象経費）
 ウ 要件確認② $10,950\text{kWh} \div 20,550\text{kWh} = 53\% \geq 50\%$ （自家消費率）

(2) 蓄電池

- ア 補助金額 $300\text{万円} \times 1/3 = 100\text{万円} \geq 63\text{万円}$ （上限額）
 イ 要件確認 $300\text{万円} \div 19\text{kWh} = 15.78\text{万円} \leq 16\text{万円}$ （kWh当たり単価）

(3) 補助金額（合計） 163万円 （太陽光発電設備100万円＋蓄電池63万円）

※太陽光発電設備の出力は、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの低い方の値（kW表示における小数点第2位未満の端数は切捨て）を使用してください。

※太陽光発電設備については、補助対象経費の額が、上記の方法により算出した補助金額に満たない場合は、補助対象外となります。

3. 高効率空調機器：住宅（個人）の例

- (1) 区 分 家庭用高効率空調機器（エアコン）1台
- (2) 補助対象経費 9.5万円（工事費込・税抜）
- (3) 補助金額 $9.5\text{万円} \times 1/2 = 4.7\text{万円} \leq 5\text{万円}$ （上限額）

4. 高効率空調機器：事業所（中小企業者等）の例

- (1) 区 分 業務用高効率空調機器（エアコン）1台
家庭用高効率空調機器（エアコン）1台
- (2) 補助対象経費 60万円（工事費込・税抜）※2台合計の経費
- (3) 補助金額 $60\text{万円} \times 1/2 = 30\text{万円} \geq 25\text{万円}$ （上限額）

【問合せ先】

八戸市環境政策課（環境政策推進グループ）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

TEL：0178-43-9265 FAX：0178-47-0722

市ホームページ（要綱・申請書などはこちら）

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gomi_kankyo_pet/2/5/21583.html

